

議第164号

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成14年滋賀県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に、「同号ハ」を「政令第8条第1項第2号ハ」に、「区域を」を「区域（これらの区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を」に改める。

第4条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「第29条の9各号に掲げる区域（当該区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）」に、「土地の区域に」を「区域に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条または第35条の2の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可または不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第2条第1項または第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。